

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年5月30日(木)  
午前9時30分 ~ 午前11時50分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

村井委員長

磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、  
警備局長、情報通信局長

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

(1) 国家公安委員会委員長に対する開示請求に関する追加決定について  
警察庁から、「平成13年4月3日付けの国家公安委員会委員長に対する開示請求に関する一部不開示の決定に対して異議申立てがあり、同申立てに対する情報公開審査会への諮問手続の過程で新たに定例国家公安委員会会議録が特定されたため、当該会議録について不開示情報を除き開示することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

警察庁から、「今後は、ダブルチェック等の措置を講ずるなどにより、文書の特定に遺漏がないよう努めていきたい。」旨の説明があっ

た。

(2) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「警察庁の技官が、平成11年9月6日から同12年6月9日までの間、備付けのカメラ等を窃取したとして、同技官を懲戒免職とした事案に関し、警察庁では、国家公安委員会の了承が得られれば、本日、同技官の当時の上司等を警察庁長官注意等の措置とする予定である。

警視庁の警部補が、平成13年11月ころ、取締対象業者から情報提供等の謝礼として現金等の供与を受けた事案に関し、警視庁は、本日、同警部補を懲戒免職処分とする予定である。また、警視庁では、国家公安委員会の了承が得られれば、本日、同警部補の当時の上司を警視総監注意の措置とする予定である。」

旨の説明があり、原案どおり了承した。

(3) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置について

警察庁から、「5月28日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要」について報告があった。

(2) 国会の状況について

警察庁から、「5月23日から30日までの間に行われた参議院本

会議の状況等」について報告があった。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「北海道警察の事務官が、4月21日、同人所属の所属長の管理に係る現金を窃取した事案に関し、同警察は、5月31日、同事務官を懲戒免職処分とする予定である。

福岡県警察の警部補が、平成13年3月ころ及び6月ころの2回にわたり、知人らとともに下請工事斡旋仲介料を横領した事案に関し、同県警察は、本年5月9日、同人らを逮捕し、5月31日、同警部補を懲戒免職処分とするとともに、同警部補の上司2人を本部長訓戒等の措置とする予定である。

神奈川県警察の警部補が、3月15日から現在までの間、無断欠勤し失踪している事案に関し、同県警察は、5月24日、同警部補の懲戒免職処分の発令をした。」

旨の報告があった。

(4) 配偶者からの暴力への対応状況について

警察庁から、「いわゆるDV防止法の施行後約6か月の間における配偶者からの暴力への対応状況」について報告があった。

(5) 学校と警察の連携強化のための執務資料の作成・発出について

警察庁から、「少年の非行防止等に向けた学校と警察の連携強化のため、警察庁と文部科学省において執務資料を作成し、各都道府県の警察、教育委員会等に発出した。」旨の報告があった。

委員から、「この学校というのは、どこまでの範囲を指すのか。警察署の担当者が学校に赴いているいろいろな話をすることも想定されているのか。」との質問があり、警察庁から、「小中学校や高校を対象としており、国公立学校だけでなく私立学校も含まれている。警察署側と学校側が一同に会して協議するだけでなく、実務家同士が児童に対

する指導のあり方等具体的な話し合いを行い、行動についても連携して行ってもらうことを考えている。最近では、小学生が安全に登下校できるように地区を選んでハード面の整備を行ったり、あるいは『こども110番の家』制度の整備等を行うなど、学校と警察の連携は深まってきたと思われる。」旨、説明した。

委員から、「この件に関し、先日、11都道府県公安委員連絡会議に出席した際、ある県の公安委員から、警察署協議会の活動として、『同協議会から警察署に対し、学校周辺のパトロールの強化の要望がなされ、警察署においてこれを実施した。』旨の話があったが、今回の学校と警察の連携の件もこうした警察署協議会等を通じて県民の理解を得るという方法もあると思う。」旨の発言があった。

(6) 暴力団幹部らによるインターネット利用の薬物密売事件（通信傍受法初適用事件）の検挙について

警察庁から、「警視庁は、薬物密売事件の捜査に通信傍受法を初適用し、本日までに、密売人の暴力団幹部1人と譲受客8人をそれぞれ逮捕するとともに、密売人1人を指名手配した。」旨の報告があった。

委員から、「本件の場合、通信の当事者に対する通知は、通信傍受実施の後、期間延長の手続を経た上で行われたようだが、特に通知の相手方の範囲は、薬物の購入客を含めるなど、適切なものであったのか。通信傍受を行う場合における立会人は、非常に重要な役割を果たすことが期待されているが、通信の内容自体に対するアクセスはしないという理解でよいのか。」との質問があり、警察庁から、「通知の相手方は、傍受記録に記録された通信の当事者として特定された者であり、薬物の購入客を含め、この条件を満たす者すべてに対し、法の定める手続に従って適正に通知を発したところである。立会人の役割については、通信の内容そのものを聞きながら傍受の要否を判断するというのではなくて、傍受令状によって認められた通信傍受が実際に行われているかどうかについて、監視等の手段によりチェックするという役割を果たしているものと理解している。本件は、通信傍受法

を初適用した事件であるが、慎重な判断をした上で、同法の規定に従い適正かつ効果的に通信傍受を実施したものと考えている。薬物犯罪のような組織性・秘密性の強い犯罪の摘発には、今後とも同法を活用していく必要があり、今回の事件を踏まえた反省・教訓事項を整理した上で、引き続きその適正かつ効果的な活用に努めてまいりたい。」旨、説明した。

( 7 ) 商法違反 ( 利益供与要求 ) 等事件について ( 大阪府警察 )

警察庁から、「大阪府警察は、5月24日、交通事故の示談交渉をめぐり、大手損害保険会社に対して、株主総会における発言を行うなどの姿勢を示して、財産上の利益の供与を要求し、さらに、同社幹部を脅迫して金員を喝取しようとした総会屋ら2人を商法違反及び恐喝未遂で逮捕した。」旨の報告があった。

( 8 ) 改正道路交通法施行に伴う悪質・危険運転者の取締りについて

警察庁から、「改正道路交通法の施行に伴い、各都道府県警察において、飲酒運転等を対象とした一斉検問を計画するなど、悪質・危険運転者に対する取締りを推進することとしている。」旨の報告があった。

さらに、警察庁から、「改正道路交通法に規定されている『身体障害者標識』についての新聞投稿記事に対する警察の対応状況」について報告があった。

委員から、「今後の暴走族対策の取組みについて伺いたい。明らかに暴走を目的として集めている時に、暴走前に解散させたり、法や条例で規制したりすることは、どの程度可能なのか。暴走族対策の条例を制定している都道府県について、同条例の効果がどれほどあるのか関心を持っている。同条例を制定している都道府県の暴走事案が減ってきた際は、警察関係者ばかりでなく、県の公安委員や議会・行政関係者等からもうまくPRしてもらえれば非常によいのではないかと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「暴走族の取締りの強化につ

いての国民からの強い要望等に基づき、今回の道路交通法改正でも、共同危険行為の罰則や違反点数の引上げを行ったものであるが、最近、地方においても罰則付きの暴走族対策条例を制定する傾向にある。以前は暴走族追放宣言等の努力目標的な条例が比較的多かったが、最近では、愛媛県や姫路市等で罰則付きの条例を制定している。広島市では、かつて祭りの際に暴走族が暴れ回ったため商店街等が大変な目に遭い、それ以来、広島県警察が取締りの強化や各種の施策を強力に推進している。広島市でも、今年の春に懲役刑も盛り込まれた暴走族追放条例を制定しているが、この条例は、暴走族が公共の場所に集しているような場合、市当局が中止命令を発出し、それに従わない場合は検挙するというものである。また、東京都等の公安委員会規則においても、鉄パイプ等を振り回して走行する危険行為等に罰則を設けている。このように、暴走行為への対策もさることながら、暴走前の段階での規制強化も必要であり、現在、都道府県警察を指導しているところである。大阪府の『安全なまちづくり条例』や東京都の迷惑防止条例等があるが、暴走族問題に対してどれだけ寄与しているのか、また、結果として資するものも含めて勉強したい。少年法の規定による『オートバイの没取』についても適切に対処し、暴走の未然防止にも心がけているところである。」旨、説明した。

(9) 天皇皇后両陛下の「第53回全国植樹祭」御臨席等（山形県）に伴う警衛警備について

警察庁から、「天皇皇后両陛下は、6月1日から4日までの間、『第53回全国植樹祭』御臨席等のため山形県へ行幸啓になる。関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

(10) 2002年ワールドカップサッカー大会開催前のフリーガン等の動向について

警察庁から、「2002年ワールドカップサッカー大会の開催を前

にしたフリーガン等の動向」について報告があった。

さらに、警察庁から、「『主催者による入場チケットの受渡しに関する問題』に対する警察の対応状況」について報告があった。

委員長から、「入場チケットがどのような意味を持っているのかがあまり理解されていないように思うので、入場チケットを入手できないまま会場に行った場合どうなるのかなど、事前にきちんとPRする必要があると思われる。この問題については、関係省庁間の調整も更に行うようであるが、場合によっては、報道機関に対しても詳しく説明しておいた方がよいのではないかと考えている。」旨の発言があった。

委員から、「委員長の御努力をお願いしたい。例えば、外務省や在外公館を通じて欧米諸国あるいは大会出場国のメディアに対し、このような問題が生じていることを説明する方法もある。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘のような対応策は検討中である。この問題に関して昨日も関係方面から記者会見してもらっているが、『入場チケットの重み』についてあまり理解されていないところに問題があるように思う。」旨、説明した。